

(仮称) ふれあいスペース機能内容 一覧

機能名	内容	目的	利用方法
フリースペース (ミーティングスペースを含む)	<ul style="list-style-type: none"> 市民の憩いの場 簡易な打ち合わせやミーティングを行うスペース 新聞・雑誌コーナー イベントの開催※区役所との共催事業あり (ミニコンサート、区民フェア、クリテリウム関連等) キッズコーナー 	<ul style="list-style-type: none"> 市民がラウンジとして利用でき、賑わいや交流を創出する 市民活動、生涯学習活動の支援 フレキシブルに利用できるオープンスペースとする。(通常時は簡易テーブルやミーティングブースを設置し、イベントの開催時は広くオープンスペースとして利用) 	<p>(フリースペース)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○原則として、いつでも、だれでも、予約や登録、料金の必要がなく、自由に利用することができる ・市民が自由にイスやテーブルを使い、憩い、団らん、待合のためのスペースとして利用する ・市民活動、生涯学習活動を行う団体がミーティングや打ち合わせを行うスペースとして利用する ・テーブルやミーティングブースは簡易なものとし、イベントを開催する際はすぐに片づけられる仕様とする。
展示スペース	<ul style="list-style-type: none"> 市民グループや文化団体による作品展示 (絵画・写真・押し花・メルヘン画・書道等の展示) 学校、社会教育関係団体等による作品展示 大宮アルティージャ・クリテリウム・鉄道等のPR展示 区役所との共催事業 (アートまつり等) 	<ul style="list-style-type: none"> 市民の教養の向上 市民活動、生涯学習活動の支援 ※現大宮図書館に展示ホールが設置されており、多くのサークルが利用している。 ・さいたま市および大宮区の事業に関するPR 	<p>(ミーティングスペース)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○時間帯ごとに予約利用することができる ・予約利用するためには事前登録を必要とする ・生涯学習を行う団体、地域や社会のさまざまな課題を解決するために活動する団体 (非営利) が登録することができる。 ・利用時間の上限は3時間とする ※さいたま市市民活動サポートセンターを参考 <p>(展示スペース)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○さいたま市図書館条例において規定されている、現大宮図書館展示ホールの利用方法に準じたものとする。 ・利用は有償とし、料金は条例で定める ※学校、社会教育関係団体、公共団体以外も利用可とする
スタディールーム ワーキングルーム	<p>(スタディールーム)</p> <ul style="list-style-type: none"> 図書館で借りた本、自分で持参した学習書・テキストなどを使い、自由に読書や学習をするスペース 一部はパソコンが持ち込める <p>(ワーキングルーム)</p> <ul style="list-style-type: none"> 有料の研究席 パソコンが持ち込め、電源コンセントや照明を利用できる 	<ul style="list-style-type: none"> 市民の教養の向上 ※現大宮図書館において「自由読書室・青少年室」として設置されている。利用率が高く座席が不足している。(108席 300㎡ 図書館利用者カードを持つ中学生以上が利用可能) 	<p>(スタディールーム)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○現大宮図書館の「自由読書室・青少年室」の利用方法に準じた利用方法とする。 ・図書館利用者カードを持つ中学生以上が利用可能とする ・時間帯ごとの予約利用とする ・利用時間の上限は1回あたり3時間とする ・窓口または館内に設置された予約端末で予約して利用する
ワークショップルーム	<ul style="list-style-type: none"> 図書館ボランティア等の活動場所 市民生涯学習関係団体の活動場所 (短歌の会等) 各種講座 	<ul style="list-style-type: none"> 市民活動、生涯学習活動の支援 図書館ボランティアによる、地域の人との協働 ※現大宮図書館に文化活動を行うための会議室が2室設置されていて、利用率が高い。 	<p>(ワーキングルーム)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○有料の予約利用とする ・時間帯ごとに予約利用する ・利用時間の上限は1回あたり3時間とする ・利用料金は条例で定める ※さいたま市の予約システムで予約可能とする
カフェ (※)	<ul style="list-style-type: none"> 区役所、図書館、ふれあいスペースの利用者の他周辺住民や来街者のための休憩休息機能 図書館の本を持ち込み読むことができる コーヒー教室などのイベント 	<ul style="list-style-type: none"> 市民が気軽に立ち寄り、賑わいや交流を創出する 施設イメージや親しみやすさの向上 地域連携拠点に寄与する回遊性の向上 	<p>(ワークショップルーム)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○さいたま市図書館条例において規定されている、現大宮図書館の「会議室」の利用方法に準じた利用方法とする ・時間帯ごとに予約利用する ・予約利用するためには事前登録を必要とする ・図書館ボランティアや生涯学習活動を行う団体が登録することができる ・利用時間の上限は3時間とする ※さいたま市の予約システムで予約可能とする

※カフェは「公の施設」から除く。「(仮称)生涯学習・交流スペース運營業務」と称した場合、カフェを除いた公の施設を対象とする。